

解 題

一、はじめに

小平市史料集第十五集からは村の生活に関する史料を順次刊行することにし、第十五集には、「事件・事故・訴訟」に関する小川村の文政年間（一八三〇）までの史料を収めました。この第十六集には、小川村の天保年間以降明治五年（一八七二）迄の続きと、小川新田、鈴木新田、野中新田の「事件・事故・訴訟」に関する史料四五一点を収録しました。

網野善彦氏は『無縁・公界・楽』をはじめとして中世の庶民の歴史を著して中世史ブームを巻き起こしました。その透徹した慧眼を養ったのは、数多くの古文書を読み込み多様な実例を熟知していたからこそであったことは、中沢新一『僕の叔父さん網野善彦』からも明らかに読み取れます。近世史料は中世史料とは比べ物にならない膨大な史料群が残されていますが、庶民の生活に関する史料集は限られています。しかし、今まであまり脚光を浴びなかった「事件・事故・訴訟」といった出入り関係史料をまとめてみると、庶民生活の様々な部分が浮き彫りになってきます。これらの史料を活用することによって近世庶民の歴史を克明に描くことができるものと思われ、今後の研究の進展に期待します。

さて、前集では名主と入村者の村方騒動と開発当初の作物をトピックとして取り上げて解説しましたが、今回は小川村の組と五人組及び小川村の無法者の系譜について触れてみましょう。

二、小川村の組と五人組

小川村の組と組頭については、古文書目録第十二集『諸家文書目録』の解題で既に触れたところですが、村の生活を考えるうえで重要な係わりがありますので、改めて調べてみることにします。

『国史大辞典』には組頭について「江戸時代の村役人。名主・庄屋の補佐役で地方（村方）三役の一つ。一村に一人ないし数人いた。」と説明されており、「それほど力はなく」と記されていますが、この出入り関係史料をはじめ多くの史料に当事者たちの名前だけでなく組や組頭の名前が記されていることから分かるように、組頭は年貢勘定や質地証文及び訴訟事等の立会人や保証人として深く村政や治安に係わっています。また、十五集の名主と入村者の村方騒動に記したように、組頭又右衛門は名主を相手に村方騒動を起こし、長年にわたって名主を苦しめており何十人もの村人をまとめるだけの求心力と指導力を持っていたことが分かります。

小川村の組頭については、古文書目録第十二集『諸家文書目録』の解題で既に触れており、「小川村は始めは十一組に分かれていましたが、上組・中組・下組の三組が組頭不在の明組になります。また、新たに有付いた出百姓は大半が長兵衛組に組み込まれたものと思われ、組によって組子の数に甚だしい差異が生じたので、享保七年（一七二二）十月に八組に組割をし直したことが分かります。」としています。基本的にはこの説明で合っていますが、もう少し補足するとともに組頭と五人組についても調べてみたいと思います。

組頭の実態を補足するためにほぼ完全な形で残っていて、組名が記載されている貞享元年（一六八四）から寛保二年（一七四二）までの年貢小割帳から小川村組名一覧表を作成すると別表1のようになります。

【別表1】 小川村組名一覧表

西暦	年代	組 名						
1684	貞享元年	五郎兵衛	長四郎	重三郎	長左衛門	弥兵衛	八郎右衛門	善兵衛
1691	元禄4年	五郎	又右衛門	十三郎	長左衛門	弥兵衛	八郎右衛門	善兵衛
1692	元禄5年	五郎	又右衛門	十三郎	長左衛門	弥兵衛	八郎右衛門	善兵衛
1697	元禄10年		忠三郎	重三郎	庄兵衛	弥兵衛	八郎右衛門	善兵衛
1702	元禄15年		藤左衛門事 又右衛門	重三郎	庄兵衛	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛
1710	宝永7年	儀左衛門	又右衛門	上組	庄兵衛	兵左衛門	八郎右衛門	弥五右衛門
1717	享保2年	儀左衛門	又右衛門	上組	中組	兵左衛門	八郎右衛門	弥五右衛門
1719	享保4年		又右衛門			兵左衛門	八郎右衛門	弥五右衛門
1721	享保6年		又右衛門	上組	長左衛門	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛
1725	享保10年	五郎兵衛			長左衛門	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛

1729	享保 14 年	五郎兵衛			長左衛門	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛
1736	元文元年	五郎兵衛			長左衛門	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛
1738	元文 3 年	五郎兵衛			長左衛門	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛
1742	寛保 2 年	五郎兵衛			長左衛門	兵左衛門	八郎右衛門	善兵衛

西暦	年代	組 名				
1684	貞享元年	平兵衛	九郎右衛門	庄兵衛	長兵衛	
1691	元禄 4 年	伊右衛門	伝右衛門	三郎兵衛	源右衛門	
1692	元禄 5 年	伊右衛門	伝右衛門	三郎兵衛	源右衛門	
1697	元禄 10 年	伊右衛門	三郎右衛門	三郎兵衛	源右衛門	
1702	元禄 15 年	伊右衛門	三郎右衛門	三郎兵衛	源右衛門	
1710	宝永 7 年	伊右衛門	三郎右衛門	下組	源右衛門	
1717	享保 2 年	伊右衛門	三郎右衛門	下組	源右衛門	
1719	享保 4 年	伊右衛門	三郎右衛門	下組	源右衛門	
1721	享保 6 年	伊右衛門	三郎右衛門	下組	長兵衛	
1725	享保 10 年	伊右衛門			源右衛門	又右衛門
1729	享保 14 年	伊右衛門			源右衛門	又右衛門
1736	元文元年	伊右衛門			源右衛門	又右衛門
1738	元文 3 年	伊右衛門			源右衛門	又右衛門
1742	寛保 2 年	伊右衛門			源右衛門	又右衛門

年貢小割帳は最初に組名が記され、次に組子毎に地目別の反別と年貢永が記されています。年貢小割帳によって組名の変遷を辿ることができるとともに、組子の数や所有地の様子を知ることができます。『諸家文書目録』の解題では、「『長四郎組、忠三郎組、重三郎組』を除いて符合するので、基本的に組頭名が組名として用いられていたことが分かります。」と書きましたが、貞享元年の年貢小割帳の長四郎組には長四郎の存在が確認でき、元禄十年の年貢小割帳には忠三郎が確認できるだけでなく、重三郎の存在についても確認することができました。

小平市史料集第十五集の史料 128 に「当村新田発反より十一組ニ仕老組ニ老人宛組頭ニ定置御 公用相勤させ候所ニ、重三郎と申もの先年相果跡次無御座候ニ付拙者方ニて諸事申付置候而罷有候処」と記されていて、小川村の組は新田開発の当初から十一組に組分けされていて、組に一人宛組頭が置かれていたが、重三郎は先年亡くなり跡継ぎが居なかったため、名主が直接事務を取り扱っていることが分かります。従って、年貢小割帳に重三郎の名前は見出せないものの、組名は元禄十五年（一七〇二）までその名跡が残されていたことが分かります。

また、又右衛門については延宝三年（一六七五）以降組頭役を務めていることが確認できますが、貞享元年には長四郎が元禄十年には忠三郎が組頭となり、元禄十三年から十五年までは藤左衛門の名前に替わっています。貞享元年の長四郎は短期間の代役のようで一反二畝十二歩の屋敷を所有しており、この時又右衛門は長兵衛組の組子として書き上げられており、二反三畝十歩の屋敷を所有しています。忠三郎は前集の解題で触れたとおり又右衛門の弟であり、藤左衛門は元禄十五年の年貢小割帳に「藤左衛門事又右衛門」と記されていることから明らかのように、二代目又右衛門と同一人物で襲名する前の名前であることが分かります。

別表 1 に見るように享保六年（一七二一）までは年貢小割帳の二番目に記されている又右衛門組が享保十年からは最後に記されるようになります。それはなぜなのでしょう。その謎を解く鍵は、次の享保七年十月の「相定申割連判之事」という史料（小川家文書 D-2 14）にあります。この史料には「小川新田村中組頭之儀、貴殿祖父并親父当村開発之節被定置候、組頭之内或ハ身上不勝手ニ付役義難成、其節之御 代官様え御訴申上組頭役上ケ申候而其跡明組ニ而有之、只今程組頭八人御座候、惣而當村新田場故従先年百姓連々と有付候ニ付、組子殊外多少有之、右明組旁々以テ急御 用等諸事不勝手ニ御座候、依之組頭惣百姓不殘寄合、村中軒役数大方多少無之様ニ組割致度旨相談申候得者、村中合点之上ハ割合可然由ニ而左之組合之通相極メ、則連判致置申候」と記されています。

つまり、組頭は新田開発の当初に小川九郎兵衛と市郎兵衛が定めたもので、組頭の中で身上不勝手によって役儀が

〃	西	権左衛門	左右馬		22	5		助右衛門	作左衛門	西	〃
〃	西	権左衛門	平右衛門		△	5		新助	作左衛門	西	〃
〃	西	作重郎	五郎兵衛		22	△		武兵衛	清右衛門	西	〃
〃	西	七兵衛	孫八		22	△		金右衛門	清右衛門	西	〃
〃	西	孫右衛門	勘左衛門		23	5		彦兵衛	清右衛門	西	〃
〃	西	長右衛門	平右衛門		23	6		伝兵衛	佐次右衛門	西	〃
〃	西	九郎左衛門	与兵衛		23			(のみち)			
(のみち)						6		定七	権四郎	西	〃
〃	西	善太郎	九左衛門		23	6		重郎左衛門	加左衛門	西	〃
〃	西	佐右衛門	林平		23	6		武兵衛	九郎兵衛	西	〃
〃	西	佐右衛門	平蔵		23	6		重兵衛	清左衛門	西	〃
〃	西	庄三郎	八右衛門	伴	24	7	伴	甚五兵衛	忠右衛門	西	〃
〃	西	庄三郎	久右衛門	蔵	○	7	蔵	金右衛門	忠右衛門	西	〃
〃	西	作内	伴蔵	組	←			(野道)			
〃	西	長兵衛	五左衛門		○	7		弥次右衛門	忠庵	西	〃
中町南側	西	善右衛門	弥右衛門		←	7		治郎兵衛	忠庵	西	〃
(のみち)						7		源次郎	忠庵	西	〃
〃	西	八郎右衛門	八郎右衛門		○	8		与兵衛	佐五右衛門	西	〃
〃	西	八兵衛	太郎右衛門		24	8		忠三郎	忠左衛門	西	〃
〃	西	久兵衛	伊兵衛		24	8		五郎右衛門	半右衛門	西	〃
〃	西	七郎兵衛	勇次郎		24			(市郎兵衛)			
〃	西	善七郎勘三郎	源左衛門		24						
〃	西	[孫]右衛門	兵右衛門		24	8		四郎兵衛	九郎左衛門	西	中町北側東
〃	西	七郎左衛門	次兵衛		25	8		佐左衛門	助十郎	西	〃
〃	西	次郎助	五郎兵衛		25	9		喜兵衛	庄八	西	〃
〃	西	孫兵衛	三右衛門		25	○	八	兵蔵	庄八	西	〃
(のみち)						9	郎	弥五右衛門	甚太郎	西	〃
〃	西	彦右衛門	平右衛門	八	25	9	右	庄九郎	彦左衛門	西	中町北側
〃	西	利兵衛	孫兵衛	郎	25	△	衛	八郎右衛門	彦左衛門	西	〃
〃	西	利兵衛	茂兵衛	門	25		門	小川寺	彦左衛門	西	中町北側東
〃	西	利兵衛	五郎右衛門	組		9	組	彦兵衛	彦左衛門	西	中町北側
〃	西	久太郎	甚右衛門		26	9		金兵衛	平兵衛	西	〃
〃	西	五兵衛	市郎左衛門		26	○		半七	七郎右衛門	西	中町北側東
〃	西	甚右衛門	伊兵衛代佐兵衛		26			(のみち)			
〃	西	平右衛門	彦右衛門		26	10		織右衛門	三郎兵衛	西	〃
〃	西	角右衛門	武右衛門		26	10		喜八	孫三郎	西	〃
下町南側	西	八左衛門	喜八		△	10		政右衛門	三郎右衛門	西	〃
〃	西	八左衛門	嘉右衛門		26	10		太右衛門	久次郎	西	〃
〃	西	八左衛門	太郎兵衛		26	10		八兵衛	与兵衛	西	〃
〃	西	八左衛門	弥次右衛門		27	11		六兵衛	長五郎	西	〃
〃	西	八左衛門	七兵衛	政	27	11	右	兵五郎	与惣右衛門	西	〃
〃	西	八右衛門	吉兵衛	衛	27	11	門	長兵衛	市右衛門	西	〃
〃	西	源太郎	八右衛門	組	27	11		源兵衛	五兵衛	西	〃
〃	西	源太郎	惣右衛門		27	11		市左衛門	庄七郎	西	〃
(妙法寺)						12		彦左衛門	太郎左衛門	西	〃

〃	酉	加右衛門	平六 (原山)	28
〃	酉	庄兵衛	庄左衛門	
〃	酉	庄兵衛	新五右衛門	
〃	酉	利右衛門	伝八	
〃	酉	利右衛門	伊兵衛	
〃	酉	与三左衛門	弥右衛門	
〃	酉	与三左衛門	源七	
〃	酉	与三左衛門	佐次兵衛	

(のみち)

〃	酉	市郎兵衛	平八	29
〃	酉	市郎兵衛	五兵衛	29
〃	酉	勘十郎	権兵衛	29
〃	酉	勘十郎	仁兵衛	29
〃	酉	九郎兵衛	又市	30
〃	酉	九郎兵衛	長左衛門	30
南側	寅	茂兵衛	勝右衛門	30
〃	寅	九郎右衛門	市左衛門 (北)	△

(府中海道)

鎌倉海道添	寅	七左衛門	吉右衛門	30
南側	寅	所左衛門	勘左衛門	30
〃	寅	所右衛門	徳左衛門	30
〃	寅	庄左衛門	庄右衛門	30
〃	寅	庄兵衛	宇平次	31
〃	寅	市右衛門	六郎兵衛	31
〃	寅	八兵衛	次郎兵衛	31
〃	寅	市郎兵衛	三右衛門	31
〃	寅	市郎兵衛	庄右衛門	31
〃	寅	孫左衛門	長兵衛	31

(天神社)

〃	寅	利左衛門	与五右衛門	32
〃	寅	作左衛門	利右衛門	32
〃	寅	与三左衛門	次郎右衛門	○
〃	寅	久兵衛	彦八	32
〃	寅	長左衛門	彦惣	32
〃	寅	仁左衛門	茂右衛門	32
〃	寅	市郎兵衛	又兵衛	33
〃	寅	八左衛門	重郎兵衛	33
〃	寅	利左衛門	忠兵衛	33
〃	寅	市郎兵衛	彦右衛門	33
〃	寅	忠庵	藤兵衛	※ 34
〃	寅	忠庵	太左衛門	又 34
下南側	亥	与兵衛	彦助	右 34
〃	亥	孫右衛門	孫右衛門	衛 34
〃	亥	仁兵衛	五兵衛	門 34
〃	亥	仁兵衛	金左衛門	組 35

12	利右衛門	次郎右衛門	酉	〃
12	甚五左衛門	平左衛門	酉	〃
12	忠右衛門	利右衛門	酉	〃
12	喜八	七郎兵衛	酉	〃

(川越海道)

12	佐兵衛	好庵	酉	〃
13	惣左衛門	弥五左衛門	酉	〃
13	茂左衛門	弥五左衛門	酉	〃
13	郷右衛門	市左衛門	酉	〃
13	善左衛門	市左衛門	酉	〃
13	六左衛門	五右衛門	酉	〃
13	孫市	甚右衛門	酉	〃
13	藤右衛門	甚右衛門	酉	〃
14	与兵衛	市兵衛	酉	〃
14	利左衛門	太郎兵衛	寅	北側
14	佐右衛門	助兵衛	寅	〃
(府中海道)				
14	権兵衛	彦左衛門	寅	〃
14	与左衛門	市之助	寅	〃
15	長五郎	佐次右衛門	寅	〃
	弥市郎	次郎兵衛	寅	〃
	弥市郎	八郎兵衛	寅	〃

(前沢海道)

15	重右衛門	市郎兵衛	寅	〃
15	藤八	平右衛門	寅	〃
15	佐吉	庄五郎	寅	〃
○	次右衛門	八郎右衛門	寅	〃
	重五郎	平兵衛	寅	〃
16	勘右衛門	勘左衛門	寅	〃
16	八左衛門	八右衛門	寅	〃
16	孫左衛門	清兵衛	寅	〃
16	七郎兵衛	与次右衛門	寅	〃
16	文左衛門	三郎右衛門	寅	〃
17	四郎左衛門	安太夫	寅	〃
17	五平次	安太夫	寅	〃
17	安右衛門	七郎右衛門	寅	〃
17	八郎兵衛	市郎兵衛	寅	〃
17	※ 又右衛門	又右衛門	寅	〃
17	又 四郎左衛門	長兵衛	亥	下北側
17	又 五郎左衛門	市郎兵衛	亥	〃
×	元兵衛	市郎兵衛	亥	〃
×	元兵衛	市郎兵衛	亥	〃
18	九兵衛	市郎兵衛	亥	〃
18	伊八	市郎兵衛	亥	〃
18	喜平次	伝蔵	亥	〃

〃	亥	浅右衛門	惣左衛門	35	18	忠左衛門	三郎左衛門	亥	
〃	亥	浅右衛門	権左衛門	35	18	平右衛門	庄次郎	亥	
〃	亥	助左衛門	小左衛門	35	○は天明7年に有り		←は宝暦11年に有り		
〃	亥	助左衛門	助左衛門	35	×は別名		△は別の場所に有り		
〃	亥	助左衛門	佐次右衛門	35	■は組頭屋敷		□は畑地		
〃	亥	久助	平四郎	35	※ 又右衛門は明和8年まで組頭、この年は百姓代				

南 東 北

この図は延宝二年の地割図で小川村の道や寺社及び名主家といったアウトラインを描き、名寄帳から安永六年の屋敷地の持ち主と検地時の所有者及び検地年と地名を地図に落とし、組頭の管轄範囲を示すことによって組分けの実態を表記し、組頭の屋敷地を網掛けしたものです。また、安永四年の五人組帳によって五人組の区分けを順番に数字に置き換えることによって図示しました。但し、名寄帳と五人組帳が照合しないものについては、宝暦十一年（一七六一）と天明七年（一七八七）の五人組帳を参照して符号を付けました。

この図によって安永六年の小川村の組を見ると、西から五郎兵衛組・九左衛門組・伴蔵組・八郎右衛門組・政右衛門組・佐兵衛組・彦八組・又右衛門組の八組に分かれ、組頭は基本的に自分の組に居住しています。しかし、五郎兵衛と九左衛門は自分の組に屋敷地を所有しておらず、組頭八人の内五郎兵衛・九左衛門・伴蔵・八郎右衛門の四人までが伴蔵組の南側に屋敷地を持っています。また、組の屋敷地数を数えると五郎兵衛組が29軒・九左衛門組が25軒・伴蔵組が31軒・八郎右衛門組が28軒・政右衛門組27軒・佐兵衛組が26軒・彦八組が26軒・又右衛門組が26軒となっていて、ほぼ平均した軒数に分かれています。

また、五人組については明らかに北側の西端から東端へ、次に南側の西端から東端へとといった順番に5人から8人で区切られており、三十五の五人組が存在します。しかも、五人組は寺社や名主の所有地を除いて組の範囲や道とも関係なく順番に割り振られており、二重に屋敷を持っている者はどちらか一方に組み込まれています。

以上のことから、又右衛門が最後の組に移ったのは屋敷地が北側東端に在って御用等諸事勝手が良かったからだと言えます。ちなみに享保七年の組は五郎兵衛組・長左衛門組・兵左衛門組・八郎右衛門組・善兵衛組・伊右衛門組・源右衛門組・又右衛門組の八組で、安永六年の組は西から五郎兵衛組・九左衛門組・伴蔵組・八郎右衛門組・政右衛門組・佐兵衛組・彦八組・又右衛門組となっています。九左衛門組は長左衛門組を継ぎ、伴蔵組は兵左衛門組を、政右衛門組は善兵衛組を、佐兵衛組は伊右衛門組を、彦八組は源右衛門組を継承しているわけですから、又右衛門組を最後に移すことによって組頭の居住地の順に組分けができたことになります。

図1「小川村組分け地割図」によって組や五人組についての謎が解け、安永六年の小川村の家並みが明らかになったものと思われます。

三、小川村の無法者の系譜

ところで組頭又右衛門は、寛文二年（一六六二）から延宝八年（一六八〇）までの名主と入村者の村方騒動の党取として活躍した人物であることは既に前集で述べましたが、同史料集の貞享三年（一六八六）閏三月十六日の史料65には博奕打ちの党取として姿を現します。この史料によると、小川村は去年までは静かだったのに今年になって苗木が引き取られ、作物の独活が切り取られ、薪や粗朶が盗み取られといったことが起きている。これは百姓仲間に博奕打ちがいて村中の子供や召使等々の若輩の者どもを勧誘して博奕をさせている党取がいるからだとして詮議したところ、「組頭又右衛門同伊右衛門立のき申候、然上ハ此者共村中之博奕打党取ニ紛無御座候」と記され、組頭又右衛門と伊右衛門が博奕打の党取に間違いないと言っています。

このことが単なる嫌疑に終わらずに事実だったことが、次の翌十七日の史料70に「拙者儀日比身持悪敷、其上組頭ニ而罷有、御公儀様御法度之博奕をこのみ、殊ニ世間之ばくち打迄出入為致候」と記され、私は日頃から身持ちが悪く、組頭でありながら博奕を好み、世の中の博奕打ちまで出入りさせていると言っていることによって明らかです。そして、今後は博奕を打つことは言うまでもなく行衛の知れない者を寄せ付けないこと。公事等の取り持ちをしないこと。百姓仲間で小百姓から掠め取り、言いがかりをつけて難儀をさせないことを誓約し、起請文を差し出しています。また、三月二十四日の史料71は前欠文書で全容は不明ですが、「重而博奕宿之義ハ不レ及申惣而用所無之ニ人の子共召仕之者引入候而あそばせ申間敷候」として博奕宿七郎兵衛と伊兵衛及び両人五人組の

弥左衛門・忠左衛門・二郎兵衛・三右衛門・惣兵衛・源左衛門・勘右衛門が手形を出しています。この史料は史料 65 や 70 の関連史料であり、又右衛門や伊右衛門の博奕宿は七郎兵衛と伊兵衛の屋敷だったことが分かります。

このように、又右衛門は絶大な権力を持つ名主に対して訴訟を起こし、名主給の減免を実現して生活に苦しんでいた入村者達の経済的な負担を軽減させることに成功した立役者である反面、名主からの借金の返済を訴訟によって先延ばしするしたたかさをもち、終には博奕打ちの党取として村中の子供や召使い等の若輩の者どもを勧誘して博奕をさせる無法者となります。

小川村の博奕の史料の初出は延宝三年（一六七五）で忠左衛門です（史料 14）。忠左衛門は博奕宿をしていたとして手形を差し出していますが、この忠左衛門の屋敷は延宝二年の小川村地割図及び図 1 で明らかのように、名主市郎兵衛の屋敷の二軒西隣です。また、貞享三年（一六八六）に又右衛門と同時に博奕打ちの党取として名前の上がっている組頭伊右衛門は史料 66 によって親子関係が明らかであり、「伊右衛門親平兵衛」と記されていますので、名主市郎兵衛屋敷の十軒東隣の平兵衛の倅であることが分かります。そして、この博奕宿の伊兵衛と七郎兵衛は直近の年代の史料である貞享元年の年貢小割帳（C-2 2）によって当人と五人組の印鑑が符合することから弥兵衛組に属していることが確認できます。その上で、延享二年の小川村地割図と貞享元年の年貢小割帳との照合によって伊兵衛は名主屋敷の三軒西隣であることが分かり、図 1 と元禄四年の年貢小割帳（C-2 5）及び正徳元年の名寄帳（A-2 1）によって七郎兵衛は名主屋敷のすぐ南側であったということが判明します。初期の博奕宿が三軒とも全て名主屋敷のすぐ近くにあり、博奕の党取をしていたのが組頭であり、その組頭が名主屋敷の近く中宿に居るというのは意外です。

しかし、意外なのはそれだけではなく、元禄七年（一六九四）五月には小川寺が博奕宿をしていたことが露見します（史料 98）。本来ならば悪事に荷担しないように諭し、村人を指導すべき立場にある檀那寺が博奕宿になるというのですから言語道断であり、治安の悪化が懸念されます。そして、元禄十四年（一七〇一）六月にはその悪い予感が的中するような事件が起こります。それは史料 112 見るように助左衛門の所に六月六日の夜に盗賊が入り八つ程の品物が盗まれ、召使いの左次兵衛に嫌疑が掛かり折檻されます。その結果、盗賊は村内の彦右衛門・与次兵衛・左次兵衛の三人であることが判明して、土地屋敷諸道具を売り払い、闕所所払いとなり江戸追放の処罰が下されます（史料 117・118）。ちなみに彦右衛門は源右衛門組に住んでいて元禄十年には一町八反九畝七歩の土地を所有しています（同 C-2 9）。しかも、史料 114 に「此度中宿助左衛門内ニ盗人之儀ニ付拙者屋敷裏ニて今月六日ニはくち御座候ニ付、貴殿内由兵へ打候而金子三両まけ候ニ付助左衛門所ニて盗仕候由左次兵衛申候」というわけで、博奕の負けを取り返すために盗みに入ったというのですから、博奕が更に大きな犯罪の引き金になっていることは明白です。

こうして、小川村に出現した博奕の風潮は徐々に広がっていき、次の村方騒動は史料 186 から史料 190 に記されているように宝暦九年（一七五九）閏七月に友右衛門によって引き起こされます。この訴訟の概要は史料 190 の惣百姓の返訴状によって把握することができます。それによれば、次のように記されています。

- 一、名主親東蟠が村方出入の節賄賂を出した方へ有利な取り計らいをしていると言っているが、賄賂を東蟠へ差し出した者は一人もいない。
- 一、幸助跡目相続の事で東蟠が慈悲の心で婚儀を整えたのを、友右衛門は後家の家代金を横領するつもりで邪魔をした。
- 一、村林が松食い虫で枯れたので村中相談の上で年々伐り取り、玉川上水・野火止用水の橋や呑水樋口等の掛け替え修復料として名主方に預けた二十両は、元文四年から寛延元年迄は東蟠方で行い、村中立ち合い間違いなく勘定が済んでいる。それを友右衛門は（百姓達に割り返すように訴え）、金額も十五両も高く申し振らしている。
- 一、東蟠が友右衛門に頼んで村方より質物を借り受けて返していないとゆすり同然のことを言っているが、友右衛門の口入れで用立てた者は一人もいない。却って友右衛門は人を騙し衣類等を強引に借りて返却が滞り困窮している者がいる。
- 一、寛保二年夏の麦種拝借金五十七両を（東蟠が渡さないと言っているが）、割り渡し請け取っている。
- 一、荏胡麻芥子相場で東蟠が売り手と馴れ合い下値の相場に操作していると言っているが、そのような事は一切ない。
- 一、友右衛門は村方御用や伝馬役を勤めず、村方で穴埋めしている。
- 一、友右衛門は撞鐘堂建立のために二十両も集め、十二両も横領している。
- 一、友右衛門は困窮の百姓が竹木や家財を売り払う所へ頼まれもしないのに強引に立ち合い、代金を払わな

かったり横取りしたりしている。

一、友右衛門は金子や借り物の衣類を持っている者を見かければ強引に借り、売り払い物を強引に買い取る等迷惑千万である。

一、友右衛門は百姓同士で挨拶しているのを差し置いて高慢な態度をとるので面目を失う。

しかも、惣百姓が「尤平日友右衛門世倅弁治同様之悪党ニ而甚以迷惑至極仕候、(中略)此度東幡存寄之仕置ヲ請不_レ申不_レ埒之事共申掛候儀人情も不_レ奉_レ存盗人同前之悪党御坐候上ハ、此度ゆるかせニ被_レ仰付_レ候ハ、中々小川村相立申間敷奉_レ存候」と願ひ上げており、友右衛門は盗人同前の悪党と呼ばれています。

ここに描かれている友右衛門の姿は、名主の親東幡に対して言いがかりをつけて金銭を出させようとしたり、村人達に対しては強引に物を借りたり、土地や物の売買に割り込んで仲介して金銭を横領したり、撞鐘堂建立の勧進元として金を集めて横領したりといった悪行を重ねた上に、村方御用や伝馬役といった一人前の百姓として当然果たさなければならない勤めを他人に押しつけ、自分勝手に横暴な人物であり、盗人同前の悪党と呼ばれていたことが分かります。

また、この年には十月に重兵衛が博奕宿をしたことによって過銭二貫五百文を申し付けられています(史料 191)。この時は五人組と隣及び向三軒までが過銭を取り立てられ、その銭を残りの百八十五軒に二十九文宛均等に割り渡しています。重兵衛は図 1 の五郎兵衛組の北側東端から二軒目で、上宿に位置しています。

そして、宝暦十一年(一七六一)三月の史料 198 には友右衛門は榛名山代参のくじに当たり路用銭等を請け取っているが、訴訟の関係で代官所からいつ呼び出しがあるか分からないので、他出しないように制止しても聞き入れないので組頭も五人組も匙を投げています。その上、同年五月には近所に出掛けると言ってお走ってしまったことが記されています(史料 199)。この友右衛門は明和三年(一七六六)の史料 232 に「茂兵衛親友右衛門」と記されているところから茂兵衛の親であり、図 1 の八郎右衛門組に属して中宿に住んでいたことが分かります。

この後暫くは博奕の史料が見あたりませんが、文化元年(一八〇四)五月には藤蔵が重五郎の屋敷で花会を開き賭勝負をしています(史料 298~304)。この時の過料銭は三百文でした。藤蔵は寛政五年(一七九三)の宗門人別帳(F-1 5)で織右衛門の倅であることが分かりますので、これも図 1 の八郎右衛門組の北側東端から二軒目に位置し、中宿に居たこととなります。藤蔵はその後文政六年(一八二三)にも博奕をして手鎖になっています(史料 313)。

そして、いよいよ幸八と幸蔵の登場となります。小川の幸蔵については既に『諸家文書目録』の解題の三章「小川の幸蔵の実像」で触れ、『多摩のあゆみ 第 7 3 号』では「侠客小川の幸蔵と五十両の卵焼き」として紹介したところですが、また、北原糸子氏が「不行跡者と博奕打一村の悪党をめぐって一」(『日本村落史講座 7 生活Ⅱ近世』雄山閣 平成 2 年)で論究し、最近では高尾善希氏が「博徒『小川の幸蔵』とその時代一史実の『小川の幸蔵』からみる幕末博徒一」(『近世における地域支配と文化』大河書房 2003 年)で研究が進められていますので、詳しくはこれらの研究を参照いただきたいと思います。しかし、ここで改めて幸八と幸蔵について取り上げることによって、この章でこれまでに紹介してきた事例との関連を辿ってみたいと思います。

幸八については文化八年(一八一)の宗門人別帳(F-1 13)に喜八倅八才として記されています。しかし、その父喜八は文政二年(一八一)には亡くなっているようで(F-1 21)、この時幸八は十五才です。その幸八も天保十四年(一八四三)には記録されておらず(F-1 24)、この時幸八の倅幸蔵は十一才です。

史料 322 に忠兵衛申口として「私義三ヶ年以前より市五郎勘蔵兩人引請け相成り幸八店横居住罷在候処」と記されており、幸八は天保五年(一八三四)に店を営んでいたことが分かります。ところが、史料 350 に見るように天保十三年(一八四二)八月十四日に賭勝負を開催していた現場に踏み込まれ、銭やかたるたを差し押さえられます。しかし、当人はその場をすり抜けて逃げ去りますが、「当人身分ハ兎も角一軒退転ニも相成候而ハ不便之次第、厚御勘弁被_レ成下_レ、御慈愛を以今般之儀も品物御差出之義ハ御勘弁之上私共へ御預ケ置、当人幸八立戻り候ハ、組合より能々御趣意之趣申論、已後改心帰農決而人寄セケ間敷義為_レ致間敷候」と五人組の勝五郎と政右衛門が請合って、代官所へは届けず当人が帰ってきたら組合からよく諭して改心させ農業に励ませるといことになり、九月三日には「已後ハ所々突合等も相止小売酒渡世相始メ罷在候得共、素々不身持之私自然身持不_レ宜もの等立入可_レ申哉之御推察御尤至極、此上ハ急度心附」といった詫証文を

出して許されています。

それにも係わらず十月十八日の夜に、幸八は野口村の正福寺で小川村の辰五郎と口論の上重傷を負わせてしまいます（史料 353）。そして、史料 354 によると辰五郎はこの傷が元で二十三日に死亡してしまい、幸八は逃亡したまま行衛知れずになり、翌年五月には「村方人別除帳仕候」ということで人別帳から外されてしまいます。その後召捕らえられて事情調査の結果、次のようなことが明らかになります。辰五郎の所に居た岩五郎と幸八の所に居た治助の博奕の貸借から口論になり、幸八は辰五郎・所沢村無宿鉄五郎・保谷村無宿巳太郎・田無村無宿岩五郎・久米川村無宿増五郎の五人を相手に喧嘩をしたということです。これはどう見ても博徒の出入りであり、この事件により幸八は無宿の博徒になったとみて間違いのないだろうと思われます。捕縛された幸八がその後どうなったのかは分かりませんが、この時悴の幸蔵は十一才で、母・叔父・叔母・姉・弟の六人家族です。弘化二年（一八四五）の宗門人別帳（F-1 26）には叔父と叔母の名前はなく、十三才の幸蔵が家を支える立場に置かれます。

幸八が無宿になったと言いましたが、この時代になると小川村にも少なからず無宿人が居たことが天保十五年（一八四四）十一月の史料 363 によって明らかです。この史料によると、一忠五郎は普段に酒食商いをしており、昼夜の差別なく無宿共が立ち寄っている。また、組内の若者を無宿の手合いに加わらせ、度々博奕をさせている。

一辰五郎外六人の者は先日坂上久五郎宅で召し捕らえられた無宿安五郎の手合いに加わり、博奕をしている。一久五郎は普段に無宿の者共を置いて博奕をさせ、先日手入れの節に博奕をしていた無宿安五郎が召し捕らえられた。

一国八外二人は安五郎手合いに加わり、忠五郎方で博奕をしていた。

という趣旨のことが記されており、二十四人の者が博奕に携わったとして組合預けとなり連印の請書を差し出しています。このことから、居酒屋を営んでいる忠五郎店や坂上の久五郎宅には普段から無宿人共が出入りしており、若者たちを誘って博奕をしていることが明るみに出ています。

ところで幸八の家はどこに在ったのでしょうか。それが大きな問題だと思われます。幸八の家は何と 図 1 八郎右衛門組の北側東端の喜八の家ですから、藤蔵の家の隣であり、友右衛門の家の近くで在ったことが分かります。また、中宿は忠左衛門や伊左衛門以来の博奕打ちを輩出しており、この地域から幸八が出たことは偶然の結果ではなく、無法人の系譜に繋がる地域であることが少なからず影響していたと言えるのではないのでしょうか。

このような時代背景と家庭環境の中で、幸蔵は父の歩んだ博徒の道へ進んでいくわけですが、幸八が召し捕らえられた時悴の幸蔵は十一才で、母・叔父・叔母・姉・弟の六人暮らしです。しかし、島流しになった翌年弘化二年（一八四五）の宗門人別帳（小川家文書 ㊦ ㊧）には叔父と叔母の名前はなく、十三才の幸蔵が母とらを支えて家を守る立場に置かれます。

その幸蔵が歴史の表舞台に登場するのは二十四歳の時です。安政 3 年（一八五六）六月の預り証文 史料 382 に見るように、幸蔵と弟の梅五郎は捕縛されて縄手鎖のまま小川村預けとなり番人足が付けられています。この時の経過を記した史料 420 によると、「当村無宿幸蔵儀当拾四ヶ年前辰年六月十四日、隣村野口村天王祭礼え幸蔵并ニ弟梅次郎伝六三人連ニて罷越、同村百姓新右衛門悴外老人え喧嘩仕掛、所持之短刀ヲ以疵為負候」ということで、安政三年六月十四日に野口村天王社（現八坂神社）の祭礼に出掛けて喧嘩となり、相手を短刀で傷つけてしまいます。この結果、幸蔵はその場から逃亡して人別帳から外され無宿となります。これは十四年前の父幸八の事件と同じパターンで、結局幸蔵も無宿人になってしまいます。しかも、「同人叔父甚蔵と申もの豆腐屋渡世罷在、同人方ニて雇置候職人名前失念、右之ものメ殺御上水え投込候」ということで、豆腐屋を営んでいる叔父甚蔵の職人を絞め殺して玉川上水に投げ込むという旧悪人殺し事件を起しているというのです。

その後の幸蔵の消息について『諸家文書目録』の解題（前掲書 73 ページ～75 ページ）を要約すると次のようになります。

こうして無宿人になった幸蔵は十年後の慶応二年（一八六六）九月に田無村の名主半兵衛の取り計らいで、小川新田の名主弥一郎の親準平を通じて「今後は改心して農業に従事したい」と詫びを入れ、代官所に帰任願が出されて再び小川村に立戻ることになります。幸蔵はこうして小川村に帰住したもののとても農業に精

出すことにはならなかったようで、明治二年（一八六九）五月には八王子宿で糸繭商人の繭売買取扱の問題で民部省に訴えられ、吟味中の七月二日に再び逃亡します。そして、翌三年五月二十八日には永尋者として再び無宿人となります。しかし、今度の逃亡生活は永続せず、同年九月三日山口町谷村で所沢村の名主詳細に捕縛され、明治四年（一八七一）五月二十四日には親分と称して長脇差を差し、博奕を行い脅迫する等の所業で准流五ヶ年の刑に処せられています。その後も幸蔵は改心することなく、明治十二年（一八七九）十一月二十九日から十五年（一八八二）五月二十六日まで八王子警察署に入監し、十七年（一八八四）六月十一日に懲罰四年の刑で同署に入監中肋膜炎肺炎で獄死しています。五十一歳の生涯でした。

幸蔵は親分と呼ばれ長脇差を差し、博奕を事として脅迫がましい所業を行なっていたことが分かりますが、所業の内容を**史料 459**によってもう少し具体的に追ってみると次のようになります。

幸蔵は若い頃から博奕渡世を専門とする悪風を好む性質で、盗心があり、御法度であるにも拘らず村内はもとより近村までも帯刀して公然と往来する大変な大悪徒である。また、博徒からはかすりと称して大金を取上げ、悪徒の中でも親分として悪事を働いている。村方だけでも五六百両の借金をして一向に返済せず、催促をすれば却って仕返しをされるのでそのままに打ち捨て、ただ歎息をついている外はない。無宿人共の子分を抱えて悪事見分と称して悪行を働いている。これも御取締筋の御用を勤めているからで、御用と称してどんな事をされるかと片時も安心できずに恐々として暮らしている。幸蔵の手下子分と称するものは五十人余も居て、酔い倒れの者を見付けては博奕に誘って大金の負債を負って家に帰れない者も居る。そして、幸蔵の暮らしている家とはといえば三百両も掛けて建てたものだというのである。

また、**史料 460**に記されている話は「侠客小川の幸蔵と五十両の卵焼き」（『多摩のあゆみ 第七十三号』たましん地域文化財団 平成5年11月 123 ページ～125 ページ所収）に紹介してありますので、詳しくはそちらを参照していただくとして、ここでは概要だけを記しておきたいと思います。

ある日幸蔵の経営する茶屋に一人の酔客が来て、極上の品物を注文したのでした。それを聞いた幸蔵は何食わぬ顔でこの客に卵焼きを出したのです。ところが、この客は翌日七十五両の請求書を突き付けられて腰を抜かしてしまいます。昨夜出した料理は「極上の品物を」という注文だったので、「外国から輸入した特別の卵焼き」で、卵一個二十五両のものを二個使ったので材料費が五十両、その他に酒食代が二十五両で合計七十五両の請求だということです。これはあまりにも法外な話ですが、この客は結局五十二両を支払って勘弁してもらったということです。「異国の卵」というのがそれ程に説得力のある時代だったのかも知れませんが、それだけに幸蔵の時代感覚の鋭さと、頭の良さには驚かされます。

小川村での博奕の最初は延宝年間で開発着手後二十年も経たない内の出来事で、名主屋敷のすぐ近くで博奕宿をしています。その次が貞享年間の又右衛門と伊右衛門で二人とも組頭です。この時の博奕宿も名主屋敷のすぐ近くです。この時代は厳しい処罰をされずに今後博奕をしないという本人と五人組の誓約書と起請文で済まされており、二人ともその後も組頭を務め続けます。元禄年間には中宿の百姓が盗難に遭い、その盗賊として下宿の彦右衛門が捕縛され、土地屋敷諸道具を売り払い關所所払いとなり江戸追放という大変厳しい処罰が下されます。宝暦年間には中宿の友右衛門が名主相手に言い掛かりをつけ、村人の金銭を横領し村の勤めを果たさず自分勝手に横暴な振る舞いをして盗人同前の悪党と呼ばれています。組頭も五人組も制止できなくなっています。また、上宿の重兵衛は博奕宿をしたことによって本人はもとより五人組や向三軒まで過料金を支払わされています。文化・文政年間には中宿の藤蔵が花会の賭け事で過料金を支払わせられ、博奕では手鎖となっています。

文化・文政年間までは彦右衛門や友右衛門の事例を除き、農業に従事して散発的で手慰み程度の博奕が主流の無法者だったものが、天保年間の仲宿の幸八になると、居酒屋を営み徒党を組んで喧嘩出入りをして人殺しをするようになります。また、無宿人が普段から居酒屋等に出入りして、博奕に係わる人数が増え二十人を超える者が組預けになっています。安政年間以降の幸蔵になると、親分と呼ばれ長脇差を差し、博奕を事として脅迫がましい所業を行ない、博徒からはかすりと称して大金を取上げ、無宿人共の子分を抱えて悪事見分と称して悪行を働いているが、御取締筋の御用を勤め手下子分と称するものは五十人余も居るので名主も手が出せない状態になっています。

四、あとがき

今回は小川村の組と五人組及び小川村の無法者の系譜について触れてみました。安永七年頃の町並みを復元することによって、小川村がどのように組分けされていたのかが分かり、五人組が青梅街道北側の西端から東へ向けて順番

に分けられ、次に南側の西端から東に向けて分けられていたことが判明しました。

また、小川村の無法者の系譜を辿ることによって様々な形で挫折し困窮した村人が、世間や権力に対して抵抗したり、貨幣経済の埒場の中で博奕に僥倖を求めたりしていく生き様が見えてきたかと思われます。このような時代背景の中で、小川村からは幸八や幸蔵といった博徒の親分が現われ、激動の時代をしたたかに生きた人間像に触れることができました。

この史料集にはこの外にも病気や火事、不図家出をして旅に出る事例など興味の尽きないテーマも数多くありますが、それらのことについては別の機会に譲ることにして、今回はここまでにしたいと思います。

最後になりましたがこの史料集の作成に当たり、原文の解説は梅林富子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・藤井一栄の各氏にお願ひし、校訂と解題作成は蛭田廣一が承りました。また、印刷のための原稿作成は古文書属員の三野行徳が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十七年一月二十一日

小平市中央図書館